

クラカタ商事の派遣事業状況

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業の状況を公開いたします。

許可番号	派 13-302304
事業所の名称	株式会社クラカタ商事
事業所の所在地	東京都大田区東蒲田二丁目 6-16
待遇決定方法	2026 年 4 月 1 日現在、派遣労働者及び派遣契約が存在しないため、労使協定は締結していない 今後派遣事業を再開する場合は、法令に基づき労使協定を締結する

1 派遣労働者数

2026 年 6 月 1 日時点の労働者派遣された派遣労働者数	0 人
---------------------------------	-----

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025 年度 派遣先事業所数	1 件
-----------------	-----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する

2025 年度 1 日 8 時間あたりの労働者派遣の料金額の平均額	14,127 円
2025 年度 1 日 8 時間あたりの派遣労働者の賃金額の平均額	11,364 円
2025 年度 マージン率	19.6%

※マージンには、社会保険料、有給休暇、教育訓練費、福利厚生費、会社運営経費等が含まれます。

4 教育訓練に関する事項

教育訓練のカテゴリ	概要
コンプライアンス関連	法令遵守、個人情報保護及び業務上のルール等に関する教育訓練を実施する体制としている なお、2025 年度は派遣労働者の退職により、実施実績はない

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

福利厚生等	社会保険、有給休暇、育児・介護休業、定期健康診断、ストレスチェック等
-------	------------------------------------

6 情報提供の方法について

本資料は、社内システムの共有フォルダに格納、派遣労働者への書面配布及び事業所での備付けにより、関係者が随時閲覧できる状態としている。